

○平成27年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項 目	意 見	府 の 考 え 方
平成27年度重点的取組	<p>HACCP導入基準について、食品事業者の実態特に小規模事業者が多いことに留意して、きめ細かな啓発、現場指導を行っていくことを期待する。また、行政と事業者の連携による活用しやすく柔軟な支援を検討してほしい。</p> <p>HACCP導入は京都府の「きょうと信頼食品登録制度」や京都市の「京（みやこ）食の安全衛生管理認証制度」との整合性を図ってから推進するべき。また、これらとの関連について、事業者への丁寧な説明が重要と考える。</p> <p>保健所への報告について、「健康被害の発生につながるおそれがある苦情」とは具体的にはどのようなものであるのか、行政、食品事業者及び消費者団体を含めた認識を共有する機会が必要。</p>	<p>より一層食の安心・安全を推進するため、食品等事業者と連携して取り組むこととします。</p>
実施体制	<p>食の安心・安全に対する課題に関連する部局が相互の関係を密にして、総合的・計画的な取組を進めてきていることは心強い。施策と体制の関連がよく整理され、府民に見えるようになってきた。大きく評価したい。</p> <p>食品の放射性物質汚染、食品表示偽装や農薬混入問題、ノロウイルス食中毒問題等の事件が発生し、京都府の食品安心・安全行政の役割はますます重要になっている。</p> <p>「食品衛生監視指導計画」は食品衛生法に基づくものであるが、「京都府食の安心・安全行動計画」の施策目標を達成するためのものでもあることから、「京都府食の安心・安全行動計画」との関連やその趣旨を踏まえた取組を心がけ、「くらしの安心・安全推進本部」を軸にした庁内連携を強め、監視指導計画が積極的に実施されていくことを願う。</p> <p>消費者行政、特に、消費者教育推進の動きと十分に連携を図って欲しい。</p> <p>京都市の食品安全行政との関係について、二重行政の弊害が生じないようにして欲しい。</p> <p>1つ1つの取組が、誰が責任を持って実施しているのか分かりにくい。「食品衛生監視機動班」、「京の食安全見張り番」「食品表示パトロールチーム」について、分かりやすい説明が必要である。</p> <p>通報や問い合わせがどこに集約し、検討されるのか、どのような対応を行うのか、きっちりとした体制が必要である。</p>	<p>引き続き、関係部局並びに京都市との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>
実施方法	<p>観光客や修学旅行生が多く訪れる京都府においては、外食・中食におけるアレルギー表示が重要な課題である。ホテルやレストラン等店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底に向けた取組を計画に明記してほしい。</p> <p>いわゆる健康食品への適正な表示の徹底に向けた監視指導を強化していくことが求められる。消費者被害の未然防止に向けて、行政と消費者団体との連携を一層強めていく必要がある。</p>	<p>引き続き、関係部局との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>
情報及び意見の交換・リスクコミュニケーション	<p>緊急時における対応や、リスクコミュニケーションに関する取組について、より一層充実させて欲しい。</p> <p>食品表示法の制定や景品表示法の改正について、京都府がどのような対応を行うのか、消費者団体や食品事業者との意見交換の場が必要と考えられる。</p>	<p>様々なご意見を取り入れながら、リスクコミュニケーションの開催方法について検討していくこととします。</p>
食品等の検査計画	<p>アレルギー物質、放射性物質の収去検査については、拡充、継続を明確に打ち出して欲しい。</p> <p>食品中のアレルギー物質検査の検体数が増加することは、適切である。</p>	<p>引き続き、これらの検査は継続・拡充して実施します。</p>
その他	<p>食品表示法による栄養表示の義務化について、食品事業者の負担増について支援事業を用意する必要がある。</p>	<p>関係部局との情報交換を密に行い、適切な表示の実施を推進することとします。</p>